

平成 29 年 10 月 25 日

一般社団法人 日本医学会連合
会 長 門田 守人
副会長（担当） 門脇 孝

一般社団法人 日本医学会連合
加盟学会各位

「改正個人情報保護法と専門医取得のための
症例登録や病歴要約提出の取扱い」について

謹啓 日頃から日本医学会連合の活動にはご協力いただき厚く御礼申し上げます。

本年 5 月 30 日、平成 27 年に改正されました個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）が施行されたことに伴い、各学会が実施している症例登録や病歴要約提出の取扱いについて、その対応を懸念する指摘が一部からなされました。日本医学会連合では寄せられた各学会の意見等を集約し、個人情報保護法を取り扱う当局（個人情報保護委員会）に各学会が行う専門医のデータベースも含め学術研究の一環として整理することを説明いたしました。

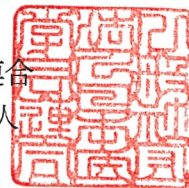
個人情報保護委員会から、日本医学会連合の方針についてご理解・ご確認をいただきましたので、別紙の「各学会活動における個人情報保護法の取扱いと配慮について」を取り纏めましたのでお送りいたします。

各学会におかれましては、従来の規定通り個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じますようお願い申し上げます。

敬具

『各学会活動における個人情報の取り扱いと配慮について』

一般社団法人 日本医学会連合
会 長 門 田 守 人



本邦において、医学に関する学術研究を目的とする学会及びその構成員たる学会員は、医学に関する学術研究活動を通じて、科学技術の発展と医学及び医療の水準を向上に寄与してきたが、その学会活動の進展が期待されている。

これからの医学分野における学術研究活動では、医療従事者が診療の中で得られる症例についての情報を利活用して実施されるものが多く出てくると思われるが、その取扱いに当たっては、プライバシー保護を含めて個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

大学等の学術研究機関や学会等が実施する疫学研究、臨床研究等については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、第三者提供の制限等の同法第 4 章の規定の適用が除外されるものの、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）を遵守することにより、個人情報等の適正な取扱いを含めて、研究対象者の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られることが求められる。

本年 5 月 30 日、平成 27 年に改正された個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）が施行されたことに伴い、各学会が実施している症例登録や病歴要約提出の取り扱いについて、その対応を懸念する指摘が一部からなされた。日本医学会連合では寄せられた各学会の意見等を集約し、個人情報保護法を取り扱う当局（個人情報保護委員会）に以下の見解を示した。

「個人情報保護法においては、学術研究を目的とする機関又は団体（学会等）又はそれらに属する者が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、同法第 76 条第 1 項の規定により、第三者提供の制限等の同法第 4 章の規定の適用が除外されている。なお、改正個人情報保護法でも同法第 4 章の規定の適用除外（第 76 条）については改正の対象ではなく、従前の規定の通りである。

医学・医療の進歩のために各学会では、学術研究の用に供する目的で専門医試験等において、症例情報や病歴情報をデータベース化して集積・登録している。ここで分析や評価を行うことにより、知識の体系化と評価法の向上が連綿と継承されている。」

その上で、上記各学会が行う専門医のデータベースの場合も含め学術研究の用に供する場合は、改正個人情報保護法においても、従前の規定の通り第三者提供の制限等の同法第

4章の規定の適用が除外されることについては、個人情報保護委員会事務局と確認済みである。

但し、各学会は個人情報等の適正な取扱いを確保するために、症例登録や病歴要約提出などの活動が第76条第1項の対象となる場合であっても、同条第3項に示される通り、従来の規定通り個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることは言うまでもない。

以上